

## 第3回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 平成29年7月26日（水）15:00～16:50

【場 所】 西宮市西部総合処理センター2階 広報室

【出席者】 【委員】 8名

（西宮市：4名） 松永副市長（会長），須山環境局長，  
野田環境局環境施設部長，橋本環境局環境事業部長  
（芦屋市：4名） 佐藤副市長（副会長），北川市民生活部長，  
森田市民生活部環境施設課長，大上市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 1名

（兵庫県：1名）

山本阪神北県民局県民交流室長補佐兼環境課長

【事務局】

（西宮市） 丸田参事，永田課長，高橋係長，菅野係長，玉置係長，  
佐藤副主査，松尾副主査，宮部技師  
（芦屋市） 藪田主幹，尾川係長，東山主査，林係員

【傍聴者】 15名

### 1 開会

事務局（藪田）

（開会）

本日はお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから第3回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を始めさせていただきます。  
私は司会進行を担当いたします、芦屋市市民生活部の藪田と申します。どうぞよろしく申し上げます。  
会議に入ります前に、本日の出席者についてご報告いたします。両市委員の出席ですが、西宮市につきましては4名中4名の出席、芦屋市についても4名中4名、計8名の出席となっておりますので、検討会議設置要項第5条第2項により、この会議は有効に成立していることを確認いたします。  
また、オブザーバーとして兵庫県より1名ご出席をいただいております。よろしく願いいたします。  
次に、本日の会議は原則公開となっております。

本日の議題につきましては、特に非公開とする内容はございませんので、公開することで進めさせていただきます。

また後日、市のホームページ等で議事内容を公開して参りますのでよろしくお願いいたします。なお、この検討会議の第2回会議までの議事内容につきましては、資料及び議事録を両市のホームページに同時に公表させていただいております。

それではお手元の資料のご確認をお願いいたします。本日お配りしておりますのは、会議次第がまず1枚ございます。

続きまして委員名簿がございます。それと第3回検討会議資料ということで、A4の横1枚ものの資料と、A4縦6枚ほどホッチキスで綴じている資料、この2つになります。

揃っていますでしょうか。本日の予定はお手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。資料については、前のスクリーンにも映し出されますので併せてご覧ください。

それでは第3回会議の開催にあたり検討会議の会長であります西宮市の松永副市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。松永副市長よろしくお願いいたします。

松永会長

皆さんこんにちは。会議の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。連日暑い中ですがけれども、全国的に見れば局地的豪雨があちらこちらで、今日は新潟、前日は秋田、その前は九州であるとか、異常な集中豪雨で床上浸水とか、家財が流された方を見まして、お亡くなりになった方のご冥福をお祈りするとともに、大変だなと思っております。

例えば、床上浸水などで家財が流されるのを見ると、その後処理場で処理するゴミの収集という点を考えて、処理場の重要さが再度確認されるところでございます。

今日は3回目ということでございます。前回までに広域化の検討について進めてきたわけですが、本日もさらに深く突っ込んだ形で掘り下げた検討をしていきたいと考えているところでございます。忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 3 議題

事務局（藪田）

ありがとうございます。それでは会議に入ります。会議の進行は検討会議設置要項第5条第1項の規定に基づき、議長であります西宮市の松永副市長に進めていただきます。

それでは宜しく願いいたします。

松永会長

それでは座って進行させていただきます。次第に従いまして議事

を進行させていただきます。

まず議題の1つ目でございます。前回の指摘事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。私から説明させていただきます。

前回の検討会議でご指摘をいただいておりますこととさせていただきます。

資料につきましてはA4横の1枚ものとなっております。

このグラフ、基礎データの確認でございますけれども、このグラフは、前回お示ししました西宮市と芦屋市の人口とごみ総排出量の実績と将来の推計をグラフにしたものです。芦屋市のデータについて、出典元を明確にお答えできていませんでしたので、本日説明させていただきます。

まずは人口について、赤いグラフでございます。

下の左の赤い四角の中に記載しておりますとおり、出典につきましては芦屋市一般廃棄物処理基本計画となっております。他の計画でも使用しております、芦屋市将来人口推計報告書をもとに住民基本台帳による補正を行っております。次に黒い線グラフでございます。

ごみ総排出量につきましては、同じく下の右の黒い四角内に記載しておりますとおり、出典は芦屋市一般廃棄物処理基本計画で、将来の予測値に対してこの計画の実施による減量・資源化効果を想定した目標値となっております。

また、別のご指摘でございます、西宮市に施設整備をすることの合理性についてですが、現在整理中でございますので、次回の検討会議でお示しさせていただきたいと考えております。

続きまして西宮市さんをお願いいたします。

事務局（永田）

西宮市環境施設部施設整備課長の永田です。座って説明させていただきます。

前回の指摘事項の中でもう1件、広域処理組織の他都市の実績のうち、ごみ処理のみに関するものの内数を確認するというものがあったのですが、これにつきましては、今回の議題4で広域処理組織について説明させていただきますので、その時に併せて報告させていただきます。説明は以上でございます。

松永会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があれば発言をお願いいたします。

よろしいですか。この件は前回の指摘事項の整理ということですのでこれで終わらせていただきます。

それでは議題の2番目でございます。環境負荷低減について、事

事務局（永田）

事務局から説明をお願いいたします。

西宮市環境施設部施設整備課長の永田です。座って説明させていただきます。

議題の2番目、環境負荷低減（メリット）について説明させていただきます。

資料はA4縦のホッチキスで綴じてあるものを見ていただきます。では説明に入らせていただきます。

今回の資料、まずお渡ししたペーパーの方を見ていただきたいのですが、1枚に上下2段となっております。それぞれの右下のところに小さく1、2とページ数を記載しております。何ページを見て下さいという時は、そのページを見ていただくようお願いします。

それでは、配布資料の1ページ、広域化におけるメリット及びデメリットの検証をご覧ください。

このページの図は、前回の検討会議で提示させていただいたものですが、左半分はメリット、右半分はデメリットをまとめております。メリットの主なものは、ライフサイクルコスト削減と環境負荷の低減と前回説明させていただいたのですが、現時点でまだコストの積算が完了しておりませんので、今回は、環境負荷の低減、温室効果ガス削減について説明させていただきます。

また右の図のデメリット、運搬車両の集中と利便性への影響については、後ほど説明させていただきます。

それでは資料2ページの1.メリットについてをご覧ください。

ここでは、環境負荷の低減として焼却施設を統合することによる温室効果ガス排出量の削減効果を検証しております。検証にあたりましては、このページの一番下には書いてあるのですが、環境省から出されております「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」に示された手法を用いて試算を行っております。

この指針では、焼却施設における焼却ごみ量当たりの温室効果ガス排出量と焼却施設の能力の関係を関数で表しております。ページの下の方の中に赤字でその数式を記載しております。

$y = -240 \log(x) + 500 + \alpha$  の関係が成り立つとなっております。

ここで、 $y$  が焼却ごみ量 1t 当たりの温室効果ガスの排出量、 $x$  が焼却施設の処理能力、 $\alpha$  は「その他プラ」を分別する、しないで変動する係数となっております。分別する場合は 320、しない場合は 370 となっております。

このうち、「その他プラ」を分別した場合を想定しましてグラフ化したものが、その上に示しております曲線でございます。グラフの左の方、施設規模が小さいほど処理量当たりの温室効果ガス排出量が多いということが分かります。

グラフ上には、左から芦屋市が単独で施設を整備した場合、その次が西宮市が単独で施設を整備した場合、両市が広域施設を整備した場合をプロットしております。

ここでお詫びなのですが、広域処理施設の温室効果ガスの排出量が233kgと記載しているのですが、これは記載間違いで、正しくは206kgです。

233kgを206kgに修正して下さい。

それでは再び説明に戻ります。ここで注意していただきたいのは、ここで言う温室効果ガス排出量というのは、実際に焼却施設の煙突から出ているガス量だけを言っているのではないということです。

焼却施設を運転するのに使う電力を電力会社から買うわけですが、電力会社はその電力を供給するために化石燃料を燃やして発電を行います。それによって電力会社の発電所から排出される温室効果ガスの量も含んでいるということです。

つまり、ごみを焼却して効率よく発電ができれば電力会社から購入する電力量は少なくて済みます。ある程度以上の規模の施設になりますと、逆に余剰電力を電力会社に売却することが可能となります。電力会社の発電所から発生する温室効果ガスは、余剰電力を売却することによりマイナスカウントに転じますので、焼却施設の煙突から出ている温室効果ガス量からその分を差し引いて計算するということになっております。

それでは続きまして、3ページをご覧ください。

ここでは各施設の具体的な温室効果ガス排出量について試算したものを表にまとめております。

②広域処理による温室効果ガス排出量と削減効果の表をご覧ください。

表の1番左、縦のラベルを見ていただくと分かるのですが、表の上半分それぞれの単独施設を建設した場合の温室効果ガスを計算しております。

下半分で広域処理施設から排出される温室効果ガス量を計算しておりまして、一番下にその削減効果を書いております。

表の1番上の行の横のラベルには、左から順に施設規模、処理量当たりの温室効果ガス排出量、処理量、温室効果ガス排出量の一日当たりの総量を記載しております。

表の中の1行目ですが、右端の①と番号を振っております数値が両市単独で施設を造った場合の一日当たりの温室効果ガス排出量です。112,844 kgということになります。

その下の6行目、②の番号を振っております数値が、広域処理施設を造った場合に排出される温室効果ガス排出量です。これが97,786kgとなるということでございます。

その差が15,058kgですので、広域化することによりまして約13%削減されるという事をあらわしております。

この試算は芦屋市さんが「その他プラ」の分別を行ったという場合を想定したもののなのですが、もし芦屋市さんが「その他プラ」の分別を行わなかった場合の温室効果ガス排出量も参考に試算しております。

それが、4ページの③芦屋市が「その他プラ」の分別を実施しない場合の温室効果ガス排出量と削減効果という表になっております。

表中の新西部センターの処理量当たりの温室効果ガス排出量を見ていただきますと、219kgとなっております。

もし分別したら、前のページの同じところが206kgとなっております。ということで分別しないことによりまして単位あたりの排出量が13kgアップするという事になります。

総排出量につきましては、芦屋市さんが「その他プラ」の分別をする場合には、上の表では97,786kgですが、しない場合はこの表の③の、101,294kgということになります。

その差は3,508kgですので、芦屋市が「その他プラ」を分別することで、しなかった場合に比べまして約3.5%削減されるということになります。環境負荷低減、温室効果ガス削減についての説明は以上でございます。

松永会長

事務局からの説明が終わりましたがけれども、温室効果ガスについての環境面の負荷低減の説明について、ご質問またはご意見があれば発言をお願いいたします。どなた様からでも結構です。

野田委員

西宮市の野田でございます。事務局から、3ページで、温室効果ガス排出量が13%削減可能というご説明を頂きました。こういう温室効果ガスというのは、広いエリアで見ないといけないと思いますので、広範囲で考えれば13%削減可能というのはよく分かるのですが、狭い考え方もかもしれませんが、はっきり申しますと、芦屋市の分についてはCO<sub>2</sub>の発生はゼロになります。

芦屋市で発生するCO<sub>2</sub>がゼロになった分、西宮市で発生する排出ガスが増えるという考え方で間違いはないでしょうか。

松永会長

事務局お願いします。

事務局(永田)

ただいまのご質問ですが、それについても試算をしております。温室効果ガスの排出量ですが、先程の3ページの表を見ていただきますと、単独で行いますと112,844kg、広域施設でしたら97,786kgということなのですが、実際に煙突から出ている量はどれくらいかを

試算しますと、西宮市、芦屋市を合わせて 143,680kg 出るということになっております。

これは単独の場合でも広域の場合でも変わりません。つまり、どこで焼こうと同じだけのゴミを焼けば同じだけの CO<sub>2</sub> が出るという計算になります。

単独で焼却している場合は 143,680 kgのうち 85.5%は西宮市の施設の煙突から、14.5%は芦屋市の施設の煙突から排出しますが、施設を統合することによりまして全量が西宮市の施設の煙突から出るようになります。以上でございます。

松永会長

説明は終わりましたけれどもよろしいですか。他にご質問はございませんか。

事務局に質問ですが、施設規模というのは単独処理であっても広域処理であっても一日当たりのトン数は変わらないのですね。

例えば②の1番左側、施設規模一日当たりのトン数というのは、単独処理でも広域処理でも 641t を施設で処理する。それは変わらないのですね。

事務局（永田）

合計すればいずれも 641t になるということです。

松永会長

「その他プラ」の分別をしない場合も変わらないのではないですか。

事務局（永田）

いいえ。「その他プラ」を分別しなければその分が可燃ごみに含まれますので施設規模は若干大きくなります。

それについては3、4ページの表を見てください。「その他プラ」を分別していただければ、広域施設の施設規模は 641t/日の大きさになりますが、分別しない場合は 642t/日となります。

松永会長

そこだけ違うのですね。

事務局（永田）

そうです。

松永会長

先ほどの説明でいうと、西宮単独、芦屋単独であっても煙突から出る CO<sub>2</sub> そのものは基本的には変わらないので、当然広域処理で施設を1つにすればそこから出てくる CO<sub>2</sub> は削減できるという理解でよろしいですか。

事務局（永田）

いいえ。CO<sub>2</sub> はどこで焼いても量は変わらないということです。

松永会長	<p>単独処理であれば処理場が2つできます。 広域処理になれば1つの施設になります。 排出量は1つの施設になるほうが効果的であるという理解でよろしいですか。</p>
事務局（永田）	<p>施設が1つになれば効率よく発電ができることによってトータルの温室効果ガス排出量は減るということになります。 ただし煙突から出る量については全然変わらないということです。</p>
松永会長	<p>わかりました。他にご質問はありませんか。</p>
野田委員	<p>すみません。ちょっと違うかもしれませんが、要は西宮市の単独の新西部センターだったら温室効果ガス排出量は44,556kgであるのに対し、広域の新西部センターだったら52,118kg出るということで、広域でやることによって西宮から出るCO<sub>2</sub>はこの数字だけで見たら8,000kgぐらいは増えると。 煙突から出る量とこの数字が違うという事は分かりますが、とにかく芦屋のなくなった分のCO<sub>2</sub>が西宮の施設からたくさん出るという考え方ですね。</p>
事務局（永田）	<p>先ほど誤解を招く言い方があったかもしれませんが、新しい西部センターを西宮市単独で設置した場合に比べると、当然売電量を考慮した温室効果ガスの総排出量についても広域の新西部センターの方が増えているということになります。以上です。</p>
松永会長	<p>他にご質問はありませんか。 それでは次の議題3に行きたいと思います。広域化によるデメリットについてでございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（藪田）	<p>それでは議題の3、広域化による懸念事項（デメリット）について、芦屋市の藪田から説明させていただきます。資料につきましては、5ページからとなっております。 広域化による懸念事項（デメリット）でございます。 広域化によるデメリットとして以下のものが想定されます。①運搬車両の集中ということで、交通量の増加、温室効果ガスの増加が考えられます。 ②利便性への影響ということで、分別区分の違い、収集形態の違い、直接搬入の方法が考えられます。 ③その他ということで、料金の徴収に関する事務の負担が出てく</p>



るといふことも想定しております。矢印の下の四角に囲ってありますけれども、これらのデメリットにつきましては、中継施設の整備により対策が出来るものと考えております。

そのため、中継施設整備の効果について検証を行ってまいります。

次のページをお願いします。

2-1 デメリットの部分の、交通量の増加、温室効果ガスの増加、直接搬入の方法、料金徴収に関する事務の負担についてでございます。

この下半分の表は、運搬車両の現状の台数を示している表でございます。

両市で考え方を揃えるべく調整しながら資料を作成しているのですが、前回お示ししましたこの台数の数値に少し誤りがありましたので、今回は修正したものをお示しさせていただいております。申し訳ございません。

それでは説明を続けさせていただきます。まず上の水色の表でございます。運搬車両台数の現状一日当たりの平均台数でございます。

西宮市西部総合処理センターにつきましては、一日当たり 441 台の運搬車両が走っております。東部総合処理センターにつきましては一日当たり 115 台の運搬車両が走っております。

芦屋市環境処理センターにつきましては一日当たり 173 台の運搬車両が走っております。

それらの内訳がその下の表です。

この中で今回は平均台数の部分を取り上げて説明させていただいております。いちばん右側にあります最大台数につきましては、それぞれの項目ごとに 1 番多い日をピックアップしておりますので、これが一日でまとめて走る事はございません。参考値としてお示しさせていただいております。

次のページをお願いします。こちらは同じく運搬車両台数でございますが、今後の広域処理開始時点での台数を想定しております。

まず上の表です。西宮市西部総合処理センターにつきましては一日当たり 128 台の運搬車両が想定されております。

西宮市東部総合処理センターでは一日当たり 404 台の運搬車両が想定されております。芦屋市環境処理センターでは一日当たり 161 台想定されております。

広域化になった場合は、この芦屋市環境処理センターの 161 台、こちらが広域処理施設、西宮市側へ走ることが考えられます。

次のページをお願いします。運搬車両の集中ということで、課題の抽出 1 です。まず上の地図にもありますように、芦屋市環境処理センター、西部総合処理センター、東部総合処理センター、これら

の施設は湾岸側道でつながっておりますので、こちらで運搬するという事で考えております。

その地図中の表ですが、平成 27 年度の全道路・街路交通情勢調査による表でございます。まず南芦屋浜と西宮浜を結んでおります芦屋鳴尾浜線、こちらの 12 時間の交通量上下線合計なのですが、平成 27 年度では合計で 8,761 台の通行がございます。

西宮浜と鳴尾浜の交通量調査では合計で 8,955 台の交通量が計測されております。

これらをもとに、周辺道路への交通量の影響を試算しました。先ほどの平均台数、左側の下の赤い点線で囲った台数ですが、芦屋市から西宮市に行く場合、合計で 161 台ということでしたので、平成 27 年度の交通量調査では 8,761 台でしたが、将来的には 8,922 台、交通量としては 1.8%増加すると考えられます。

西宮浜と鳴尾浜につきましては、平成 27 年度は 8,955 台ですが、広域化になりますと 8,993 台ということで 0.4%交通量が増加すると考えられます。

次のページをお願いします。運搬車両の集中（課題の抽出 2）ということで、これらの台数が走った場合、広域化施設への運搬車両の集中による周辺地域の環境負荷の増加が懸念されるということで、1 年間の温室効果ガス排出量を求めました。計算式につきましては、その下にありますように環境省や経済産業省が出してあります「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」によりまして、その中でも燃料法という方法で計算しております。

温室効果ガスの排出量につきましては、燃料の使用料×単位発熱量×排出係数×44/12 という計算式で計算されます。燃料使用量は距離及び台数で算出します。

燃料の違い、ガソリン・軽油によって単位発熱量や排出係数が違ってまいりますのでそれぞれで計算して求めた数字が右の四角の表でございます。

161 台が走りますと将来的には年間で 358,010kg-CO<sub>2</sub> が排出されるという計算になっております。

次のページをお願いします。これらの課題に関する対策案でございます。まずは周辺道路における交通量の増加という課題への対策でございますが、中継施設において大型車両、例えば 10t のパッカー車でありますとか、こういうものに積み替えた後、広域化施設、いわゆる西宮市側に運搬することで交通量の抑制を図るという対策がございます。

次の課題は、広域化処理に伴ったごみの運搬車両 2t パッカー車等による温室効果ガスの増加です。これにつきましては、不燃ごみ等やパイプラインごみは中継施設において大型車両、10t パッカー車などに積み替えた後、広域化施設、西宮市側に運搬することで温

室効果ガス排出量の抑制を図るという対策がございます。

運搬ルートにつきましては、広域化施設までの距離が最短であり、他のルートと比べて住宅地への影響が少ない湾岸側道の利用を想定してまいります。

次に、直接搬入の方法（市民サービスの低下）ということで、こちらは特に芦屋市民にとって西宮に走らなければならないという課題でございますが、対策につきましては、芦屋市民等の直接持ち込みについては、中継施設において大型車両 10t パッカー車等に積み替えた後、広域化施設、西宮市側に運搬することで市民サービスの低下を防ぎ、また広域化施設側での渋滞発生に関する抑制を図ることが考えられます。

最後の課題は、料金徴収に関する事務の負担です。芦屋市民等の直接持ち込みについては、中継施設において大型車両に積み替えた後、広域化施設に運搬することで、料金徴収に関する事務の負担について軽減を図るという対策が考えられます。

次のページをお願いします。これらの対策を取ることによる効果を検証してまいります。

まず対策による効果 (1) です。施設への搬入ごみ量及び搬入車両台数ですけれども、対策前が左側の表になります。

対策するのは赤い点線で囲った箇所です。焼却施設については直接搬入とパイプラインの 56 台と 8 台、こちらを、いわゆる大型車両に積み替えるという対策です。破碎選別につきましては、定期収集等と直接搬入の 19 台と 19 台で合計 38 台、こちらも大型車両に積み替えるという対策を取るということで、対策後につきましては右の表になっております。

焼却施設の直接搬入とパイプラインにつきましては、4 台と 2 台。破碎選別につきましては 38 台が 3 台となり、対策後は車両台数が減るということになっております。

次のページをお願いします。対策による効果 (2) でございます。

周辺道路の交通量への影響でございますけれども、表中左の赤い点線で囲っております 68 台、これが先ほどの対策後の数字の合計です。対策前は合計 261 台でありましたけれども、対策として、大型車両に積み替えますと 68 台で済みます。これらを交通量調査の値に上乘せしていきますと右側の赤い点線になりますが、南芦屋浜と西宮浜の交通量につきましては 8,829 台ということで、平成 27 年度より 0.8%交通量が増加します。

その下の赤い点線の中は西宮浜と鳴尾浜の交通量ですが 8,958 台ということで、平成 27 年度と比べますと 0.03%交通量が増加するというところでございます。

対策前と比較して、対策後では台数が減りますので、その下のグラフに示すとおり、温室効果ガスの排出量も減ってまいります。対

策前は 1,155kg-CO<sub>2</sub>/日でございますが、対策後は 584kg-CO<sub>2</sub>/日ということで 5 割ほど排出抑制できるということになっております。

次のページをお願いします。これらの効果を対策前と対策後で比較しました。

対策後、芦屋鳴尾浜線の西宮市・芦屋市境と甲子園浜の交通量は、それぞれにおいて対策前よりも抑制されるということです。温室効果ガス排出量につきましては、下の表のとおり、対策前と比べて約 50%抑制されるということです。

交通量の影響の比較ということで、西宮浜と芦屋浜の間は対策前 161 台が対策後は 68 台に減ります。

西宮浜と鳴尾浜間の交通量につきましては、対策前は 38 台ですが、大型車両に積み替えるという対策を取りますと一日当たり 3 台に減ります。

また、温室効果ガス排出量につきましては、対策前は 358,010kg-CO<sub>2</sub>/年でしたが、対策を取ることで 181,013kg-CO<sub>2</sub>/年となり、約半分まで抑制できるという結果になっております。

次のページをお願いします。デメリットの残りの部分、分別区分の違いと収集形態の違いについて説明させていただきます。

まずは現状の分別区分、収集形態でございます。西宮市につきましては燃やすごみ、区分的には可燃ごみですけれども袋収集をしております。

芦屋市につきましては、燃やすごみの中に可燃ごみとその他プラが含まれており、袋収集をしております。区分的にはその他プラの部分が異なりますが、収集形態は両市とも同じ袋収集ということになっております。

燃やさないごみにつきましては、西宮市はビン・缶等、乾電池や、水銀を含む乾電池をコンテナで収集しております。ペットボトルにつきましてもコンテナで収集しております。

芦屋市につきましては、缶・ビン・その他の燃やさないごみとペットボトルがございます。こちらは袋で収集しており、コンテナと袋という収集形態の違いがあるのが現状です。

次のページをお願いします。まずは分別区分の違いに関する考え方でございます。

西宮市が、その他プラの処理方針を継続するということを考えますと、芦屋市においてもその他プラの分別収集を実施し、地域における循環型社会、低炭素社会の構築に向けた取り組みを推進するという方向で考える必要があります。

そうすることによる利点として、リサイクルに関する市民意識の醸成が挙げられます。

課題につきましては、収集運搬体制や車両に関する見直しが必要になってまいります。また収集経費等が増加する可能性も出てまい

ります。

また、ゴミの分別に関する市民の負担が増加してまいります。分別区分の導入に際し、市民に対する十分な周知徹底が必要になってまいります。

その他プラの分別方法については、汚れの程度など非常に分かりにくいということもあり、市民に対して丁寧な説明が必要になってまいります。このようなことが課題として考えられます。

次のページをお願いします。こちらは国が示す処理の優先順位ということで、循環型社会の姿を表した図でございます。この図では、マテリアルリサイクルが3番目、サーマルリカバリー熱回収が4番目という優先順位が示されております。

プラスチック製容器包装の再商品化手法による環境負荷低減の効果について、ごみ発電に比べて再商品化の方が二酸化炭素の削減効果が大きいと報告されております。

次のページをお願いします。ここでは収集形態の違いに関する考え方でございます。燃やさないごみ、ペットボトルの収集形態について、現在、西宮市はコンテナ収集を実施しております。

芦屋市については袋収集を実施しております。これらの違いに対する考え方としては、広域施設の適正な整備と収集形態の変更に伴う市民への影響に配慮し、中継施設を設けて、広域化施設の処理システムに見合った状態、いわゆる西宮市側の処理システムに合わせた状態にしてから搬入するという方向で整備しようということでございます。議題の3については以上でございます。

松永会長

事務局の説明は終わりました。多岐にわたっての説明、車両から収集方法まで、メリット・デメリットという形の説明がありましたが、これにつきましてご発言をお願いしたいと思います。委員さんどなた様でも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いいたします。

森田委員

芦屋市の森田です。この中継施設という話は、前回のこの会議の中でも解決の方法として出た案ですが、その時はもっぱら車両集中に伴う交通渋滞であるとか、二酸化炭素の排出量の問題などへの対策として挙がっていたと思います。今日の資料の10ページの表でいきますと、それらのことも入っていますが、例えば直接搬入、市民等が直接持ち込んでいるものがどうなるのだとか、料金徴収の問題とか、こういった問題についても中継施設を設けて積み替えを行うことが、解決策というか対策になりうるかと考えていると理解してよろしいですね。

事務局（藪田）

その通りでございます。

橋本委員	西宮市環境事業部長の橋本です。よろしく申し上げます。まず確認ですが、7 ページの運搬車両台数、広域処理開始時の各市のトータル車両の台数と、6 ページの現状の各市のトータル車両に対する違いとありますが、ここにはごみの減量というような検証を入れているということが良いですか。
事務局（藪田）	まず6 ページの台数でございますが、こちらは実績の台数でございます。それとごみ量をこの表に挙げているのですが、7 ページ、こちらは広域処理開始時点のごみ量を予測していますので、それと先ほどの実績の台数の割合で検証しているということでございます。
橋本委員	了解しました。次にもう一点は 11 ページです。対策による効果 (1) ということで、芦屋市さんに確認ですけれども、焼却施設の中で直接搬入とパイプライン、これについては車両台数 56 台、パイプライン 8 台から、広域開始後は 4 台になるということで、定期収集分につきましては、おそらく可燃とか生ごみが多いと思うのですが、西宮市に処理施設を造った場合、そのまま 59 台が移動するという理解でよろしいですか。
森田委員	<p>ご指摘の通りでございまして、直接搬入というのは市民や事業者の場合になりますけれども、これを今芦屋に持ってきているのを西宮に行けというのはちょっと言いにくいかなという部分がございます。</p> <p>それと、そういった車というのは定期収集、行政の収集に比べれば少量で搬入されるということもありますので、これは積み替えたほうがいだろうと考えております。</p> <p>それに対しまして、行政がやっております定期収集については、必ずしも満杯で走っているとは限らないですけれども、一定量を積載して走っているということと、現在の芦屋の環境処理センターとこちらの西部総合処理センターはまさしく目と鼻の先に見えているところですので、積み替えている間に着くじゃないかというようなこともございます。</p> <p>さらに申し上げれば、可燃ゴミの積み替え施設、しかもこういった定期収集ぐらいの量を扱う積み替え施設となりますと、整備に相当の費用が掛かるというようなことも想定されまして、そういったプラント業者へも聞き取りをしているのですが、これぐらいの積み替え施設を造るぐらいなら、焼却炉を造ったほうが良いというような話もありまして、この部分につきましてはそういったことを総合的に判断すれば現状のままパッカー車で直接こちらへ入れさせていただくのが最も合理的であるという判断でございます。</p>

なお、芦屋市の定期収集の平均台数が 59 台となっておりますが、もちろん芦屋は 59 台もパッカー車を持っているわけではございません。

たかだか 10 台そこそこのパッカー車しかございませんから、結局それが往復をしますので、この湾岸側道に 50 台のパッカー車が連なるというような事ではございません。以上です。

松永会長

はいどうぞ。

橋本委員

あともう 1 点ございます。これは事務局に聞くのですが、11 ページを見ると中継施設を入れて芦屋市さんの焼却施設搬入台数が、123 台から 65 台になるということで、仮に西宮市に造った場合に西部のほうに持って来られるということですが、西宮市の収集体制への影響として、例えばこの 65 台が入ってくることによってピットが混み合っ、午前 3 搬送出来ていたものが 2 搬送しかできなくなり、収集体制の見直しが必要になるかもしれない、その辺の懸念はいかがでしょうか。

事務局（永田）

影響が出る可能性はありますが、これから新しく造る施設のことであり、まだ色々設定や設計が出来ておりませんので、現時点でははっきりと答える事は難しいと考えています。以上です。

森田委員

今の事務局の答えとしては現時点ではそういうことになるだろうと思います。ですので我々が考えるべきは、広域化施設を整備をするということであれば、それらの影響にも十分な配慮が必要になるということではないのかなと思います。

松永会長

よろしいですか。はいどうぞ。

大上委員

今出ていた話と重なる部分があるのですが、橋本委員がおっしゃったとおり、収集の時間帯に関わる市民への影響という事は、現在の仮定であれば持っていかせていただくということになっているのでそういう言い方をしますが、西宮市へ運搬する芦屋市の収集車にとっても、積み降ろしのところで混んでしまうという懸念については同じことが言えます。先ほどの話で、広域化することによる新たな課題の解消のための対策を取ることに、経費もそうですが、新しく作る施設の形状ということについては見過ごさないようにという事は私からもお願いしたいと思います。

また、先程から伺ってしまして、今回の資料、特に温室効果ガスのところというのはすごく具体的な細かな数値で比較されているのですが、結果的には温室効果ガスの影響というのは広域的な視点

によるものであり芦屋市と西宮市さんとの二市の規模からすると、温度が上がるということなのかどうか、例えば 10 トン車に載せ替えて何台が何台になったら温度の変動があるというようなことではないのかなという気がします。

それより、といったら失礼ですが、車両が集中することのデメリットとしては、きちんと数字に出るものではないかもしれませんが、前回の会議で出ていた騒音とか振動とか事故のリスクとかについても、持ち込み側、受け入れ側を合わせた地域住民の方の心配事として、触れながら進めていくべきだと思います。

とはいいいましても、できる限りの対策として最終この 10 ページのところいくつか落とし込んでいくところ、答え、着地点は一緒なのかもしれませんが、やはり検討を進めていく中で項目にきちんと挙げておかなければならないと思います。

そういう意味で、10 ページのところにも、緊急時にはこう対策をとるとか、その場合に新たに発生する次の心配事などにも、次の段階かも分かりませんが、思いを馳せていかなければいけないのかなという気はしております。

事務局のほうから次の予定も含めて考えておられることがあったら伺いたいです。

事務局（藪田）

すみません。今具体的な回答を持ち合わせていないのですが、今のご指摘も踏まえて今後検討を進めてまいりたいと考えています。

松永会長

他にご発言があればお願いします。

北川委員

芦屋の車両が西宮のほうで増える、加えて集中するというところで受け入れ体制などが変わってくるという課題がありますけれども、それぞれの市は理解していると思いますが、住宅地、商業地、工業地など、搬入ルート周辺の環境がどういう状態になっているかという情報は共有しておかないといけないと思っておりますので、これは提案なのですが、やはり道路の周辺の状況については何らかの資料をお互いが出し合って検討会議として状況をよく把握するということが作業として必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

松永会長

周辺の状況についてお話がありましたけれども、車両が増えてくれば、受け入れ側に車両が増えることは間違いがない。

その中で、車両が増えた場合の騒音や、増えることによる周辺環境への影響は、当然この協議会として把握すべき点であるということではないかというご提案もありました。確かにそのあたりは当然



把握するべきと思いますので、今ご回答は難しいと思いますが、そのあたりを事務局の方で把握に努めていただけたらいいと思います。

他にございませんか。

須山委員

芦屋市さんにお聞きしたいのですが、その他プラの分別については、こういうお話がある前から芦屋市さんとしては何か、いつぐらいから導入するなどのご予定はあったのでしょうか。

森田委員

芦屋市の森田です。中長期的な検討課題として項目として上がっているのですが、具体的なスケジュールまで定めていつからという計画はございません。これを機会に検討させていただければと思います。

松永会長

これは多分周知とか、そのあたりをするのに時間がかかるというそういう理解でよろしいでしょうか。

森田委員

また色々西宮市さんに教えていただければと思います。

松永会長

実際にこれを搬入することになれば、処理する側の形態に合わせて分別していただくということになりますので、すぐには難しいでしょうけれども、搬入する以上はそういうこともお願いしたいと思えます。

他にございますか。

野田委員

先程の芦屋市の部長様が言われたことと一部重複するかもしれませんが、10ページの運搬ルートのところで、湾岸側道を運搬ルートとして想定すると。台数を把握するためには想定をして決めないといけないのでしょうか、やはり、ここにも書いてございますが、住宅地の影響等々考えていった場合に、想定だけではなく湾岸側道の利用を限定する方向で今後考えていくべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（藪田）

運搬ルートにつきましては湾岸側道を通るということ限定して考えていきたいと思えます。

ただ何が起きるか分からないので、例えば湾岸側道で通行止め等があった場合には、やはり迂回路も考えなければならないですけれども、原則湾岸ルートで考えてまいりたいと思えます。

野田委員

続きですが、収集車両が集中することを想定した施設の計画をすることも当然必要なことだと思うのですけれども、やはり敷地の形

状等の制約がありますので限界はございます。

そのようなことを考えますと、極力車両が集中しないような工夫が必要ということになりますので、やはりここで言う中継地というのが必要になってくるのかなと思っております。

そのようなことも考えた中で、今後集中する車両にどう対応していくかというのは考えていっていただきたいと思います。

また、これも今まで西宮の事業部長から質問が出ていたのですが、これも、運送距離も長くなります。当然芦屋市様のほうは南北で10kmもないですよ。

それが東西方向にまた10km近く走らないといけないということになりますと、非常に今までの収集体制と変わるものが出てくる、そのためにはやはり中継地を造ってより効率的に収集運搬する必要があるのかなと思います。

そういったことも考えますと、中継施設の必要性を収集効率という観点からも考えていただきたいと思っております。

松永会長

はいお願いします。

森田委員

芦屋市の森田です。今ご指摘の点も踏まえまして、我々も市議会に前回の会議までの状況を報告しておりますし、一部住民の方、これは施設の近隣の住民の方だけではなく、ご説明をしたり、あるいは市の附属機関においてもこういった中継施設というものが様々な解決のために必要になってくるというご説明は既にさせていただいております。

そういった場において、その分余計にお金が掛かるのではないですかというご指摘をいただいたこともございます。

ただ、それは確かにそうなのですが、そういった部分もいわずに単独で整備するときには不要であるような、これは広域化に伴って新たに発生するコストですけれども、そういったものを含めてトータルで考えるとそれでもなお広域化の方がメリットがあるのであれば、そういう判断をすべきであろうと考えているというご説明をしているところでございます。

松永会長

広域化することによってトータルベースの話だと思います。例えば今中継地をつくった方が色々なデメリットをクリアできるけれども、中継地を造ることが莫大な費用がいるのであればそれはまた一考することでもあるし、その辺の規模であるとか、できるだけ低コストで検討すべきなのかなとは思いますが。

最終的には造る、造らないは今日決めることではないとは思いますが、いくつか出てきている課題を整理する中においては大きな一つの解決策ではあるのかなと思っておりますが、先程言いましたよ

うに莫大な費用を掛けるというのはまた話が難しくなるのかなと思いますので、その点は実際に費用対効果を見ながらの判断にはなるのかなと。

ただ前提として、収集はこの会議では検討しないと整理はしたと思いますけれども、基本的には芦屋市さんのごみは芦屋市さんで、西宮は西宮でという前提はあるわけで、芦屋市さんのごみを、もし西宮で受けるとすれば一定のルートで収集していかないと、あちらこちらから搬入することは難しいのかなと。

もちろん逆も言えますね。西宮が芦屋市さんで処理してもらうときにはあちらこちらから搬入すると、恐らく芦屋市さんもお困りになるので、基本的にはそれぞれの市のごみを収集して、一番効率的なルートで搬入する。

周辺のご説明の中でもそういうやり方が一番説明がしやすいかなと思いますので、それらも踏まえて中継地を造る又は造らないという判断をして頂いたら良いのかなと思います。

他にございますか。

大上委員

すみません。細かいことになりますが、資料の確認です。先程事務局から、8 ページの下の表の一番左の列の、合計 161 台が 12 ページの同じ表の左の 68 台になるイメージですというご説明を頂きました。

12 ページでは焼却 65 台と不燃 3 台すべて大型ということになっています。定期収集のパッカー車はそのまま持って行かせていただく想定だと思うのですが、この 68 台の内訳が大型のみになっているという点についてもう少し補足していただきたいです。

松永会長

事務局お願いします。

事務局（藪田）

すみません。説明不足なところがあったのかもしれませんが、この大型小型でございませけれども、イメージしておりますのが 2t のパッカー車も含めて大型の分類に入れさせていただいております。

小型の分類は、自家用車でありますとかそのような車両をイメージしておりますので、12 ページの対策後につきましては、自家用車が行く事は無いということで、2t パッカー車も含めてすべてが大型という表記にさせていただいております。以上です。

大上委員

失礼いたしました。想定の中で 2t とか 10t とかいうことについてどこまで決定したお話として出ていたのかと疑問に思っておりましたけれども、とにかく集約して大きなものに載せ替えることで車両台数を減らそうという意図でのご説明だったという理解で今のところはよろしいわけですね。

2t も 10t も大型、特にそれを 10t に、大きなトン数に載せ替えることで車両台数自体減ることが解決策の一つの提案ということでよろしかったですね。

松永会長

それでよろしいですね。

事務局（藪田）

はいその通りでございます。

松永会長

ありがとうございます。他にご質問はございますか。よろしいでしょうか。はい、事務局。

事務局（藪田）

申し訳ございません。私の説明の中で間違った発言がございまして訂正させていただきたいのですが、8 ページの資料の中で、平成 27 年度の全国道路・街路交通情勢調査のデータがありまして、その測定している場所、左側のところは南芦屋浜と西宮浜でよかったですけれども、右側の測定地点について、西宮浜と鳴尾浜とずっと言っていたのですが、これは西宮浜と甲子園浜の間違いでございます。鳴尾浜ではなく甲子園浜に訂正させていただきます。申し訳ございません。

松永会長

よろしいですか。それでは次に議題の 4 番に入りたいと思います。4 番の広域処理の組織についてでございます。事務局からの説明をお願い致します。

事務局（永田）

西宮市環境施設部施設整備課長の永田です。それでは広域処理組織について説明いたします。

資料の 18 ページをご覧ください。一般廃棄物の広域処理はすでに多くの自治体で前例がございます。

広域化行政制度としては「事務の委託」、「一部事務組合」の前例が多いのですが、手法ごとのメリット・デメリットにつきましては各構成自治体の事情により異なるということでございます。

今回はごみ処理の広域化について全国で前例のある「事務の委託」、「一部事務組合」、「広域連合」、「協議会」の 4 手法について比較・考察いたしまして、西宮市と芦屋市の広域化に最も適した広域処理組織を決定したいと考えております。

次の 19、20 ページをご覧ください。上下で別の表になっているのですけれども、4 つの手法を比較して表にまとめたものでございます。このうち 20 ページの一番下の評価以外のものにつきましては、前回いったんお示ししたものでございます。

19 ページの一番下の行の他都市の実績については、前回ご指摘をいただいておりますので、それを追記いたしました。

その他メリット・デメリットについては若干内容を充実させまして、最後に 20 ページの一番下で評価という欄を追加しております。まず 19 ページの表の一番下の行、他都市実績の欄をご覧ください。前回 4 つの手法の全国の実績についてのみ記載しておりましたが、広域連合についてだけ、ごみ処理のみに関する実績が 6 件と記載しておりましたので、他の 3 つの手法についても、ごみ処理のみの場合の実績を確認しなさいという課題をいただいております。

このことにつきまして、統計を取っております総務省に確認をいたしましたところ、まず左から、事務の委託についてですが、ごみ処理を業務に含むものは全国で 135 件あるということなのですが、そのうちごみ処理に特化したものが何件あるのかということについてはそういう統計を取っていないという回答をいただきました。

次に一部事務組合なのですが、ごみ処理を業務に含む組合は全国に 406 組合ございますが、内ごみ処理に特化した一部事務組合というのは 129 件との回答を得ております。

次に右端の協議会なのですが、ごみ処理を業務に含む協議会は全国で 4 件ございまして、内ごみ処理に特化したものは 3 件であるという回答をいただいております。

以上が前回いただきました宿題の回答です。続きまして 20 ページをお願い致します。4 つの手法のメリット・デメリット・評価について説明させていただきます。

まず一番左の事務の委託ですが、メリットは事務処理が受託団体に一元化され責任所在が明確であるということ。それから迅速な意思決定が可能であること。法人格を維持するための事務が必要となる一部事務組合方式に比べて財政負担が少ないということが挙げられます。

一方、デメリットとしましては、委託側団体の意思が反映されにくく、委託側団体のごみ処理の意識、技術力の低下が懸念されるということが挙げられます。総合的には意思決定が迅速で他の方式より財政負担が少ない点が優れています。

デメリットを補完する仕組みとして連絡調整会議等を設置する場合もあるということで、評価は○にさせていただきます。次に、その隣の一部事務組合ですが、組合事務のみに専念可能となる、構成団体が基本的に同じ立場で運営に参画できる、組合としての財産の保有が可能、というようなメリットがある反面、デメリットとしましては、構成団体間の意見の集約、合意形成に時間がかかり迅速性に欠ける、市民及び構成団体の議会の意見が直接反映されにくい、一部事務組合の設立に伴い職員等の身分の取り扱いの問題が発生する、というものが挙げられます。

総合的には構成団体が共同で運営に参画できるため、広域化事業の安定性の確保の面では優れているということで、評価は○とさせ

ていただいております。

次に、広域連合ですが、メリットとしては広域連合事務のみに専念可能となる、全構成団体の意思が反映される、広域連合として財産の保有が可能である、広域ニーズへの対応が可能、ということが挙げられます。

反面デメリットとしましては、行政責任の所在が不明確になる、市民及び構成団体の議会の意見が直接反映しにくい、広域連合の設立に伴い職員等の身分の取り扱いの問題が発生する、というものが挙げられます。

総合的には複数事務の広域処理を想定したものでありまして、ごみ処理だけではメリットが小さいのではないかとということと、ごみ処理だけで二市のみという事例がないということで、評価は△とさせていただきます。

次に、協議会ですが、メリットとしてそれぞれの団体の意思が反映されやすく、施設非設置団体でも利用しやすい、というものが挙げられますが、デメリットとしては構成団体間の意見の集約、合意形成に時間がかかり迅速性に欠ける。

職員については、各市における身分を保有したまま協議会へ派遣される形となるため、必ずしも職員数の削減等の効率化につながらない場合もあるということが挙げられます。

総合的には施設の財産は設置市で、管理は構成団体の職員を派遣ということが想定され、必ずしも効率化につながらない可能性もある。それからごみ処理だけで二市のみで新たに設立という事例がない等の理由で、評価は△にさせていただきます。

以上のことから、欄外に記載しておりますように二市での広域処理組織に適した手法としましては、まずは事務の委託、一部事務組合に絞る事とさせていただきます。

続きまして 21 ページをご覧ください。ここでは先に選択しました 2 手法につきまして、西宮市、芦屋市での広域処理を想定しまして再度評価を行いました。

まず意思決定の早さですが、事務の委託については迅速な意思決定が可能。共同処理する施設を西宮市側に整備する場合は、委託事務の範囲が複雑とならない。

それに対しまして一部事務組合は、両市が基本的に同じ立場で一部事務組合の運営に参加できる一方で、両市間の意見集約、合意形成に時間がかかり迅速性に欠けるということで、事務の委託を○、一部事務組合を△とさせていただきます。

次に技術の継承ですが、事務の委託の場合、芦屋市は委託した業務の範囲内において権限を失うため、芦屋市のごみ処理意識、技術力の低下が懸念されます。それに対しまして一部事務組合は、両市が共同で運営に参画できるため、ノウハウが継承される。というこ

とで、事務の委託を△、一部事務組合を○と評価いたしました。

次に職員の所属ですが、事務の委託の場合は従来通り変更する必要がありません。共同処理する施設を西宮市側のみに整備する場合は組織が複雑となることもありません。

一部事務組合は、組合の設立に伴い職員等の身分の取り扱いの問題が発生します。これは解散時にも同様の問題が生じます。よって事務の委託を○、一部事務組合を△と評価させていただきました。

次に財政負担についてですが、事務の委託は法人格の維持に必要な事務は不要なので財政負担が少ないのですが、一部事務組合は、両市により新たに設立する法人格を維持するための事務に必要な職員、組合事務所の維持費等が必要となるということで、事務の委託を○、一部事務組合を△とさせていただきました。

総合的な評価としましては、事務の委託は迅速な意思決定が可能で法人設立を行わないため組織の改編が不要で、一部事務組合に比べると財政面も含め効率的な運営ができ、その他の各項目においても全般的に優位性があると評価させていただきました。もう一方の一部事務組合は意思決定の迅速性に向け、法人設立に伴い新たな組織人員や経費が必要であり、事務の委託と比較すると全般的に優位性が低いと評価させていただきました。

事務局といたしましては、意思決定の迅速性、それから新たな組織を設ける必要がないという点を評価いたしまして、両市の広域処理組織としては事務の委託が適しているものと考えます。これにつきましては検討会議としての意見をいただければと考えます。説明は以上です。

松永会長

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

大上委員

芦屋市の大上です。最初の 21 ページの評価の項目の中で、例えば受け入れ側とか持込み側によるのかどうかはわかりませんが、市民サービスや住民への影響というのは特に評価項目として挙げなくてもどちらも変わらないというイメージでしょうか。分かる範囲で結構です。

松永会長

事務局お願いします。

事務局（永田）

市民サービスにつきましては、いずれの方法をとるにいたしましても低下させてはならないと考えます。例えば市民が連絡を入れたい場合に、市役所であればすぐにどこにかけたら良いというのとは分かりますが、事務委託、一部事務組合であれば事務所の場所が分りにくいなどということはあるかもしれませんが、サービスという

面については差はつけるべきではないと考えております。以上でございます。

松永会長

他にご質問等あればお願いします。

森田委員

芦屋市の森田でございます。整理としては理解できますし、おそらくこの場では、事務委託が良さそうだということになるかと思うのですけれども、ただ芦屋の市議会の中でも決して多数ではないと思いますが、一部事務組合でやるべきではないかという意見も出ておりますし、私の知る限り、西宮市の市議会の中でもそういうお声は多数ではないにしろあるようには漏れ承っているところでございます。

慎重に検討すべきだとは思いますが、この中で 20 ページの表にあって 21 ページの表にないのが、委託側団体の意思が反映されにくいという事務委託のデメリットです。

これは今の前提条件で西宮市さんの施設に芦屋市がごみを持ち込むということであれば、例えば議会であるとか市民であるとか、外部の方からの懸念に対してきちんと答えるためには、西宮市と芦屋市の考え方に相違があった場合に、芦屋市の考え方、意見というものがきちんと反映されるよう、少なくとももしっかり協議できるような場を設けるなど、そのあたりの仕掛けというかルールをきっちりしておく必要があるのではないかと。

もっともそれが一部事務組合だったらその心配がないということではないのですけれども、そのあたりも踏まえた上で判断すべきと考えております。

私自身はここで言われている〇△、そうなのかなと思いますので、規模に大きな差のある二市において、しかもゴミの中間処理という業務に限定して行う場合には、事務の委託で十分ではないかなという考え方を持っております。結論としてはそれで結構かと思いますが、しっかりお互いに説明をしていく必要があるのかなと思います。

松永会長

他にご意見ございますか。

北川委員

芦屋の北川です。今、芦屋の森田が申し上げましたことの延長線ですが、事務委託、一部事務組合方式、これは検討、議論を深めていくことが原則だと思うのですが、こうして芦屋と西宮市さんがお互いに寄って協議をしているということでございますので、広域化そのものは事業としてはスケールメリットを目指すと思うのですが、組織は逆にスモールメリットに着目すべきという印象を持っております。先程来、委託団体の意思が反映しにくい、連絡調整会



議等を設置してデメリットを補完する仕組みなどが資料として出ております。

ここに着目しますと、今こうして現に調整会議、検討会を持っているというのが足がかりになるのではないかという考えがありますので、今やっていることを発展的に考えていくことも踏まえて両方検討していくのが一番いいのかなと考えております。

松永会長

ありがとうございます。西宮側は何か意見ありますか。

須山委員

先程のご意見をお聞きしまして、これからどういう形で運営していくかというのは、業務を委託したからそれで終わりということではなく、あらゆる場面を想定いたしまして、今後検討して行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

松永会長

芦屋市さんのご意見、危惧なども十分理解できるところであります。例えば事務の委託にするとしても、協議会をどういう形で残すのか協定書などに盛り込み、両者の協議をもって行うなど、やり方はいくつかあるかと思いますが、どちらかの市の意思だけで物事が決まるような形にはならないよう、両市が協議した上で、意思決定するような仕組みを作らないといけません。

例えば西宮が受けたとして、ごみ処理の単価を勝手に上げていくようなことには絶対ならないよう、常に両市が協議して、両市の意思の合意形成をもってこの事業を進めていく。事務委託するとしてもそういう仕掛けを作った上で事業を進めていくというのがいいと思っておりますので、事務委託と一部事務組合という二つの方法の提示がありますが、実際一部事務組合という形となると、手続き的に相当しんどい形になると思っておりますし、原則的には事務の委託で検討を進めていかせていただければいいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

北川委員

その方向で検討するのがいいと思います。

松永会長

では、これについては事務の委託で検討していただくということをお願いしたいと思います。

次に費用負担でございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（藪田）

続きまして費用負担についてでございます。資料は 22 ページになります。他団体の事例について、平成 19 年度以降に広域処理を開始したもののうち、現時点において負担割合が確認できたものを調査して参りました。

施設建設費につきましては22団体、施設運営費については19団体が調査できました。なお、地域の事情も様々であり、一概には決められないということもありますので、今後の西宮市、芦屋市の進め方としましては、両市の実情に応じて協議検討していくことといたします。

次のページをご覧ください。施設建設費、費用負担の構成の調査結果でございます。円グラフが二つございまして、まず左の円グラフ、これを見ましてもごみ量割＋均等割、人口割＋均等割ということで、施設建設費については均等割を導入している団体が多いという結果になっております。それらを分かりやすくしたのが右側の円グラフでございまして、均等割を採用している団体が7割以上ございます。

下の棒グラフは均等割の率を表しております。均等割10%を採用している団体が一番多いという結果になっております。

次のページをお願いします。

こちらが施設運営費ということで、費用負担の構成の調査結果です。左側の円グラフはごみ量割で負担を構成しているところが57.9%、残りはごみ量割＋人口割＋均等割でありますとか、ごみ量割＋均等割で構成しております。

右側の円グラフは均等割を採用しているかないかを表してございまして、赤い部分、均等割を採用していない団体のほうが多いという結果でございます。下の棒グラフですが、一番多いのは均等割なしですが、均等割を採用している団体につきましては、10%という率を採用しているところが21.1%で一番多いという結果になっております。議題の5 費用負担については以上でございます。

松永会長

費用負担についての説明は終わりましたが、ご質問、ご意見あればお願いいたします。

野田委員

西宮市の野田でございます。これはあくまでも調査結果ということだけなのでしょうけれども、この調査に基づいて何か得られたものというか、この調査をしたことによって今後の費用負担等の参考になったことがあれば教えていただきたいということと、施設建設費の場合、10%が均等割として一番多いという調査結果が出ているのですが、その理由がもし何か分かるようであればお伺いしたいと思っております。

事務局（藪田）

10%を採用している理由ですが、実は詳細には分かっておりません。想像するところではありますが、市の規模でありますとか過去からの経緯など、地域によって様々な事情があつてこういう結果になっているものと考えております。西宮市と芦屋市におきましては

この値を参考にするかしないかというのもあるでしょうが、これからの協議になってくるところでございますので、両市にとってメリットの出るように検討していきたいと考えております。以上です。

松永会長

ありがとうございます。ほかにございますか。

森田委員

芦屋市の森田です。これを見て色々あるなというのが率直な印象です。今事務局の説明もありましたように、それぞれの地域、団体にそれぞれの事情があつてこういう結果になっているということだと思います。

聞くところによると、中には用地の取得費なども入っているとか、そういう場合もありますので、こういう結果を見て一番多いところに乗ろうという話ではないと思います。

今の段階では、今後の広域施設の整備に掛かる費用というものが金額として提示されておられませんので、こういうものがあるという、それ以上でも以下でもないと思います。

次回以降は、実際具体の費用的なものが明らかになることによって、それに基づいてどう考えていくべきかということになるかと思ひますで、あくまで参考にとということではないかと思ひます。

松永会長

はい、ありがとうございます。次回くらいには費用とかそういうものはでてくるのですか。

事務局（藪田）

今、次回ご提示できるように作業を進めております。

松永会長

ありがとうございます。具体的な数字を見ないと大体どれくらいか、パーセントではなかなかその辺りは想像つかないというところがありますので、実際には概算になるかと思ひますが、通常は二つが一つになればメリットがある、それは普通考えられるのですが、それがどの程度の規模なのかというのは実際の数字を参考にしながら次回以降の協議、そして西宮と芦屋市さんの両方の市が win-win で両市が納得できるような、そんな会議になればと思ひます。

他にご質問ご意見ございますか。

野田委員

野田でございます。次回トータルの整備の費用面とか運営の費用面、その負担の方法等出てくるかと思ひますが、先程から色々意見が出ておりました中継施設に関しまして、ちょっと細かい話になってきますし、今日すぐに答えが出るわけではないんですけど、当然焼却施設、破碎選別施設、これは両方で共有して使うものですから施設整備の対象になって費用負担しましょうというのは当たり前

の話だと思いますが、問題となるのは中継施設の整備費用は両市で負担するものかどうかだと思っております。

個人的には、収集に関しましてはお互いがやるんだという考え方に立っておりますので、この中継施設についても、これは収集の一環かなと、これはあくまでも個人的に考えていることですが、そういったところも踏まえた中で中継施設についてどちらが負担するのか、両市で負担するのかというようなことについて検討していただきたいと思っております。特に事務局のほうで何か考えがあればお話いただきたいのですが、なければ結構です。

松永会長

事務局回答できますか。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。それについては今野田委員もおっしゃいましたように、両市それぞれ考え方があると思っておりますので、今後の検討事項と考えており、現時点でお示し出来るものはございません。以上です。

松永会長

はい、お願いします。

森田委員

今の点に関しましては、もちろん今後の検討なのですけれども、少なくとも検討に上げるためには広域化に伴って必要になる施設であることに間違いありません。次回提出される金額面においては中継施設の整備費用、あるいは運営費用についてもデータがなければ検討も出来ないということですので、それも踏まえた検討ということにしていきたいと思っております。

松永会長

はい、お願いします。

大上委員

お願いというわけではないのですが、実情、実態を共通認識する必要という意味で発言させていただきます。今の仮定でいけば芦屋市から持って行かせていただくと。

そして先程来、実はずっと素通りしてしまっていました。デメリットのうちの両市の分別区分や収集形態についてというところの課題解決の提案内容というのは、いわば持ち込む側のほうが受け入れ側に合わせて課題解決を考えましょうということでした。

その根底としては、収集のところはこの協議のテーブルには乗っていませんよというところは十分承知している上ですが、いろいろな課題解決のために、例えばその他プラを分別することや、その他のことも踏まえてカレンダー全体を見直す、もしくは現状のごみ量と収集車の数で比較の資料が出ていましたが、本当に同じように午前中に芦屋市内のごみを集めてきちんと持って行くことを確保す

るためには、収集車両台数の整備や業者委託の委託料の増とかそういうところも広域化に伴って見直す必要が出てきますので、市民の方へご理解を求めていくことの覚悟も含めて、芦屋市側としてはこの機会に課題検討していきたいという部分はございます。

ですので、前提としては収集業務は入りませんということはあるのですが、広域化を実現させるために発生する費用という意味では、おそらく受け入れ側でも計量器の数ですとか、広域化に伴って再整備しなければならないところが出てくると思いますので、同じようにまずテーブルに上げる材料としてはご認識いただきたいと思います。

松永会長

西宮市、何かありますか。

野田委員

当然、今後検討していくことかとは思いますが、費用面を出さないことには、先程も莫大な費用をかけてまで中継施設を造るのかということがありましたので、費用面を出した中で中継施設がいる、いないという部分の検討を進めるべきであるものと思います。また、費用を出したからそれが当然両市負担ですよというところに簡単にいくものでもないかと思っております。

その辺のところ両市で負担すべきもの、例えば、本市でいいますと、車の台数が増える、温室効果ガスが増えるなど、中々数値に表しにくい、金額に表しにくいものも負担する訳でございます。そういった点も踏まえて今後費用負担については考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

松永会長

この辺りはいろいろ議論もあるかと思えます。それぞれの主張もありますので。数値的には当然出していただいた中で、その規模などもそれが適正なのかどうか、それも当然俎上に載ってくるのかなと思えます。市民感情的にはどうですか。

西宮の施設でゴミを受け入れることによって、数字に表せない負担というのがそこに出てきますが、それは費用としてはカウント出来ないのではないかな。そんな意見があると思えます。

その辺りも踏まえた上で費用負担なり、今後の西宮と芦屋市さんで何をどれだけ負担をして、トータルでは間違いなくメリットがあるけれども、そのメリットはどれだけ割合で分配するのか。相互にとっていい到達点となるかたちの議論を次回以降頑張っていけばいいと思えます。

他にございますか。その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局（藪田）

広域化の検討について、市民の方への周知や意見聴取でございます。前回の会議の最後に市民への周知の時期や手法等についてもこ

の検討会議においてご協議いただくということを確認しました。

本日の議題には含めておりませんが、次回には具体的な検討課題として予定しておりますのでよろしく願いいたします。その他につきましては以上です。

松永会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について何かご質問、ご意見ございますか。

特になければ、本日の議題は以上となります。せっかくの機会でございます。言い残したことや更に発言したいことがあればどなたさまでも結構ですので、お願いしたいと思います。

それでは、最後にオブザーバーとしてお越しいただいている兵庫県からも何かご意見があればお願いします。

山本氏

阪神北県民局の環境課長をしております山本と申します。今回広域化の可能性を検討している段階におきまして、住民公開を前提に環境負荷の低減や財政コストなどについて、複数案比較検討されておりますが、いわゆる戦略的環境アセスメントの手法を取り入れられていることに感心をしているところでございます。

恐らく事業計画が決定した段階では将来計画、詳細設計ということになるのでしょうかけれども、環境対策についても十分配慮されているというような効果が出てくるのではないかなと考えているところでございます。特に、本日欠席されております環境整備課では、広域化計画を策定しているのですが、このような SEA、いわゆる戦略的環境影響評価を取り入れた事例というのは非常に参考になるのではないかなと考えているところでございます。

松永会長

ありがとうございます。

それでは本日の議事はこれで終了いたします。事務局から次回の予定についての説明をお願いいたします。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。事務局からのお知らせです。次回の検討会議につきましては、来る8月24日（木）に芦屋市で開催を予定しております。時間等につきましては後日事務局よりご連絡をいたしますのでご協力をお願いいたします。

それでは閉会にあたり、検討会議の副会長であります芦屋市の佐藤副市長様より一言ご挨拶をお願い申し上げます。

佐藤副会長

お疲れ様でした。委員の皆さん方のご議論もさることながら、全体のスケジュールでいうとほぼ折り返しに差し掛かったところで、事務局が、課題の整理についても相当事前の準備もしていただ

いて、資料の精度も上がっておりますし、課題あるいはそれへの対策に関しても収斂されてきたなという感覚を今回は受けさせていただきました。

前回も申し上げましたように、別に私は近江商人ではございませんが、売り手よし、買い手よし、世間よしですか、これに加えて未来よしというのが昨今いわれている四方よし。

我々が今回実現の可能性を検討しているこの会議というのは、現状と現状を足して答えを得るという作業ではなくて、現状からスタートを切っても必ず良くしていくという我々の行政責任ですね。

この責任を抱えた者同士が一堂に会して更に良い未来を切り開いていく。地球環境の問題もそうですし、循環型社会の実現もそうです。マテリアル問題もサーマル問題も全て包含した上でこの実現の可能性を検討していきたいというのが今日の姿勢であるわけですから、本日は個々具体の議論というのはそれを実現させるためのディテールとして非常に有意義であったように思いますし、最後の方に費用の問題で、どこまでをテーブルに載せてどこまでの費用負担を両市の分担範囲とするのかというところあたりは非常に面白い議論になると思いますね。

ごみを処理するというところにどれほどの経費が掛かっているかということをも市民の皆さん方、もちろん両市なのですが、両市以外の皆さん方にもお知りになっていただくいい機会です。

それを解決するにはどれほどの費用をかけることによって、こんな手法が構築できるというご提案を世間に対して未来に対して出来ることの幸せ、こういったところあたりまでが残りスケジュールでいいますとあと3回、まとめを入れて11月にはこの会議の考え方をまとめることになっていますが、残りから逆算をしていただいて本日以上の実りのあるご議論を頂戴できたらと思います。

そして行き着くところは松永副市長、会長のほうから冒頭ございましたように、全ての課題が今後深掘りされていきまして、望外の利を得る、要するに予定しているような議論にとどまらず、我々が既に広域化について検討しているところから思いもしなかった便益を得る。これは形になるものなのかもしれませんし、経費に算定できることなのかもしれませんし、全くそれ以外のものかもしれませんね。

そういった事柄が一つ二つ三つ我々の手に入ることが両市の市民にとって幸せな環境行政に参加をしていただけるような未来を作っていくというふうにも思います。

最後になりましたが、事務委任の話、これはものすごく細かい話なのですけれども、受委託という関係で今後ごみ処理を中心にした環境行政を考えるということについては、我々自身もその概念を本来的には外していく、そういうタイミングに来ているのではない

かと思っています。

共同作業ですし、協業の精神をもってそのことについても上手な運営方法を新たに構築すると、そういう観点からも切り込んでいけたら両市にとって、また両市以外にとっても幸せの至りではないかと思えます。

感想になりましたが、第3回会議を閉めるにあたりましての挨拶とします。どうもありがとうございました。

事務局（藪田）

ありがとうございました。以上をもちまして第3回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。